

# 平成27年度とくしま特別支援トータルネットワーク事業実施要項

## 徳島県教育委員会特別支援教育課

### 1 目的

発達障がい等のある幼児・児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、特別支援学校を核とした全県支援ネットワークを構築するとともに、就労支援や特別支援学校在籍幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に対応するために教員の専門性の向上を図るなど、一人一人の発達に即した特別支援教育の充実を図る。

### 2 事業内容

#### (1) 特別支援学校教員による巡回相談等の実施

特別支援教育巡回相談員（特別支援学校教員）が、幼稚園、小・中学校、高等学校等の幼児児童生徒、保護者、教員等からの特別支援教育に関する相談にあたる。また、視覚障がい、聴覚障がい等に関して、全県下にわたる相談を行う。

#### (2) 特別支援教育支援体制の充実

各特別支援学校のセンター的機能を発揮して、地域の小・中学校等の相談・支援を行うなど、地域における特別支援教育の充実を図る。

#### (3) 徳島県発達障がい教育研究会の開催

発達障がいのある生徒に対する学習支援及び社会的・職業的自立に向けての支援方法を研究する会を開催する。

#### (4) 特別支援学校における専門研修の実施

重度・重複障がい等に関する専門研修を実施し、特別支援学校教員の専門性向上を図る。

#### (5) 特別支援学校と地域との交流の実施

特別支援学校と地域の小・中学校等との交流及び共同学習、地域との交流を実施し、障がいのある幼児児童生徒及び特別支援教育についての理解啓発を推進する。

#### (6) ボランティアの養成と派遣の実施

徳島視覚支援学校及び徳島聴覚支援学校において、NPO法人等に対し、視覚支援、聴覚支援の研修を実施することにより、ボランティアを養成し、小・中学校、高等学校等の要請に応じてボランティアを派遣する。

#### (7) 医療的ケア研修会の実施

特別支援学校の看護師や養護教諭等に対して、医療的ケアに関する研修を実施し、その専門性の向上を図る。

### 3 対象となる学校

本事業は、県立特別支援学校（本校9校，分校2校）を対象として実施する。

### 4 実施方法

- (1) 特別支援学校（以下「実施校」という。）は「とくしま特別支援トータルネットワーク事業計画書」（様式1）（以下「計画書」という。）により計画書を作成する。
- (2) 実施校は計画書に「とくしま特別支援トータルネットワーク事業予算書」（様式2）（以下「予算書」という。）を添付して、県教育委員会に提出する。
- (3) 県教育委員会は、実施校から提出された計画書及び予算書を精査した上で、事業費を配当する。
- (4) 実施校は、計画書に従い事業を実施する。
- (5) 実施校の実践は、報告書等の閲覧を通じて、その成果を共有し合う。
- (6) 実施校は、3月に「とくしま特別支援トータルネットワーク事業計画書実施報告書」（様式3）及び「とくしま特別支援トータルネットワーク事業計画書精算書」（様式4）を県教育委員会へ提出する。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。